

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マ-ク)すること。

[1] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法(第5条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから選べ。

- 1 電波の発射の停止の命令を受け、その停止命令の解除の日から6箇月を経過しない者
- 2 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止命令の期間が終了した日から6箇月を経過しない者
- 3 電波法第9章(罰則)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から3年を経過しない者
- 4 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

[2] 次に掲げるもののうち、固定局の免許状に記載される事項に該当しないものはどれか。電波法(第14条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから選べ。

- 1 免許人の氏名又は名称及び住所
- 2 無線局の目的
- 3 通信の相手方及び通信事項
- 4 空中線の型式及び構成

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法(第28条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句を下の1から4までのうちから選べ。

送信設備に使用する電波の 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差、高調波の強度
- 2 周波数の幅、空中線電力の偏差
- 3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度
- 4 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差

[4] 次の表は、記号をもって表示する電波の型式について述べたものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの誤っているものを下の表の1から4までのうちから選べ。

番号	電波の型式の記号	各 記 号 が 表 す 内 容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
2	F 2 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J 8 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
4	G 1 F	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	テレビジョン(映像に限る。)

[5] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第 2 1 条の 3）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第 2 号の 3 の 2 に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に A のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の（ 1 ）から（ 4 ）までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が 2 0 ミリワット以下の無線局の無線設備
- (2) B 無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B
1 取扱者	移動する
2 取扱者	移動しない
3 無線従事者	移動する
4 無線従事者	移動しない

[6] 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者について述べたものである。電波法（第 3 9 条）の規定に照らし、正しいものを下の 1 から 4 までのうちから選べ。

- 1 無線局の管理を免許人から命ぜられ、その旨を総務大臣に届け出た者をいう。
- 2 2 以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合に、それらの無線設備を管理する者をいう。
- 3 同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、免許人から責任者として命ぜられた者をいう。
- 4 無線局の無線設備の操作の監督を行う者をいう。

[7] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第 5 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句を下の 1 から 4 までのうちから選べ。

無線局を運用する場合においては、 は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 1 無線局名、無線設備の設置場所、電波の型式及び発振方式
- 2 無線局名、電波の型式、周波数及び無線機器の配置
- 3 無線設備の設置場所、識別信号、通信方式及び周波数
- 4 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数

[8] 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか。無線局運用規則（第 2 2 条）の規定に照らし、正しいものを下の 1 から 4 までのうちから選べ。

- 1 空中線電力を低下して電波を発射しなければならない。
- 2 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 3 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 4 1 0 秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

[9] 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣が無線局の発射する A が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して B 電波の発射の停止を命じたとき。

総務大臣が の命令を受けた無線局からその発射する A が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。

C の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 電波の強度	臨時に	電波法又は放送法
2 電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	電波法
3 電波の質	臨時に	電波法
4 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は放送法

[10] 次に掲げるもののうち、無線従事者とその免許を取り消されることがある場合に該当しないものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから選べ。

- 1 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 3 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 4 戸籍法による届出義務者から無線従事者が失そうの宣告を受けた旨の届出があつたとき。

[11] 無線局の免許人又は登録人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、どうしなければならないか。電波法（第80条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから選べ。

- 1 できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 2 その無線局を告発しなければならない。
- 3 その無線局の免許人にその旨を通知しなければならない。
- 4 その無線局の電波の発射を停止させなければならない。

[12] 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどうしなければならないか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから選べ。

- 1 紛失しないように通信室内に保管しておかなければならない。
- 2 携帯していなければならない。
- 3 免許人に預けておかなければならない。
- 4 通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならない。